パブリックコメント用

岩手県地域公共交通利便増進実施計画
（奥州市版）
（案）

令和8年2月
岩手県・奥州市

目　次

１　計画の概要
　１－１　計画の目的
　１－２　計画区域
　１－３　計画の位置付け
　１－４　計画期間

２　利便増進事業
　２－１　事業一覧
　２－２　路線ごとの課題及び利便増進事業の実施内容

３　事業実施に必要な資金の額、調達方法及び支援の額

４　事業実施による効果
　４－１　利便増進事業の実施により想定される効果
　４－２　地域公共交通計画の目標に対する利便増進事業の位置付け

５　関係施策との連携に関する事項
　５－１　奥州市立地適正化計画

1　計画の概要

1－1　計画の目的

本県では、令和６年３月に県全体の広域的な地域公共交通を対象として、将来的にも持続的な確保・維持に向けた基本方針や将来像、及びそれらに基づく具体施策等を示す「岩手県地域公共交通計画」（以下、「県地域公共交通計画」）を策定しました。また、同年同月には奥州市内を運行する地域公共交通を対象として、まちづくりと連携した公共交通の基本的な方針や施策等を示す「奥州市地域公共交通計画」（以下、「市地域公共交通計画」）を策定しました。

両計画に基づき、地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けて、国・市町村・交通事業者等と連携しながら施策を進めているところであり、奥州市においては、５市町村の合併で広大な市域であることに加えて、都市機能誘導区域に設定している３地域間の移動距離が長く、地域公共交通の重要性は高まっています。しかしながら、路線バスをはじめとした地域公共交通の維持が年々困難となっていることから、市街地の変遷や公共施設への移動需要の変化を踏まえて地域間交通の路線の再編・見直しを行うこととし、その内容を示すため、「岩手県地域公共交通利便増進実施計画（奥州市版）」（以下、「本計画」）を策定します。

1－2　計画区域

本計画では、奥州市全域を対象地域とします。

奥州市は、市町村合併により広大な市域を有しており、通院・通学・買い物等の日常移動や鉄道・路線バス等の接続を含めた地域間移動が市域全体で相互に関係していることから、市域全体を一体的に捉えた公共交通ネットワークの確保・維持を図る必要があります。

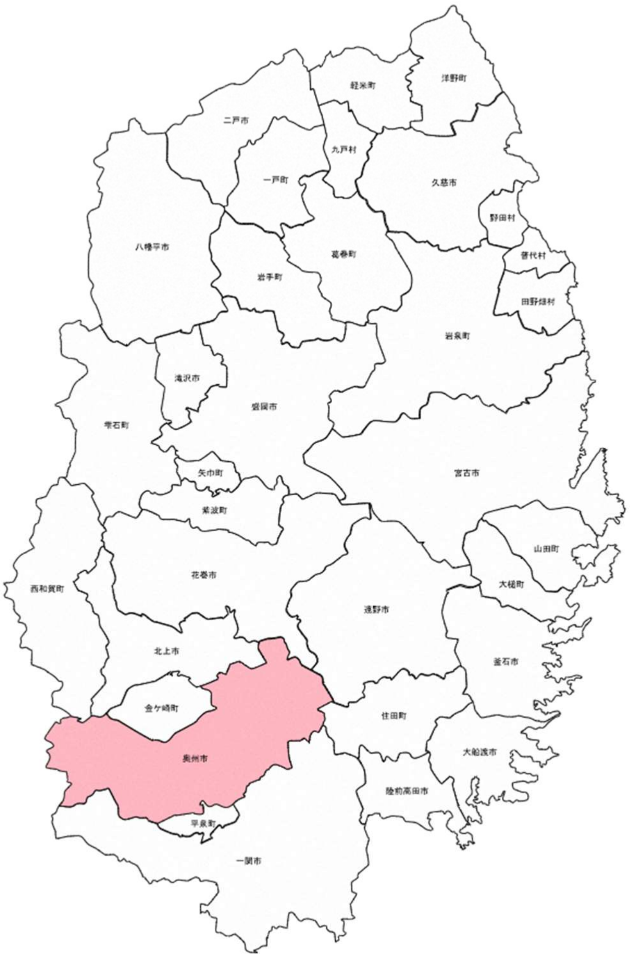

１－３　計画の位置付け

本計画は、岩手県の総合的な交通計画である「地域公共交通計画」の奥州市内における実施計画とします。

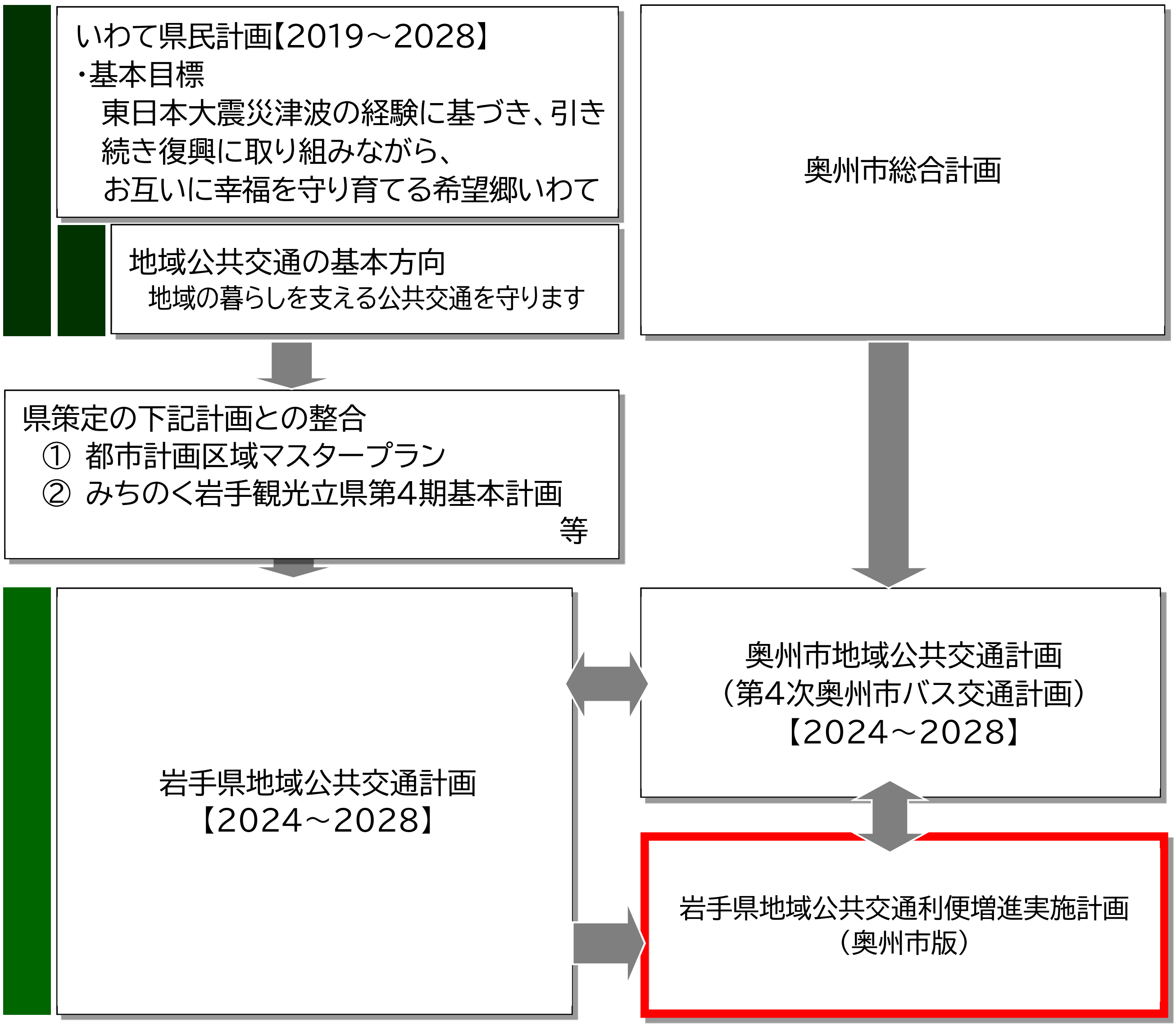

１－４　計画期間

計画期間は、令和８年度～令和10年度の３年間とします。

上記の計画期間は、県及び市地域公共交通計画と本計画の整合性を図るため、県及び市地域公共交通計画の計画期間である令和６年度から令和10年度に包含させて設定しており、両計画の整合性を確保しています。

なお、地域公共交通を取り巻く情勢はもちろん、社会全体の情勢等の変化に応じて、本計画内容の見直しや変更を実施します。

２　利便増進事業

地域公共交通利便増進事業（以下、「利便増進事業」）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」）において「地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業」と示されています。

以下に事業内容の分類に対応した本計画で位置づける利便増進事業を整理します。

２－１　事業一覧

（1）利便増進事業

事業内容の分類	本計画で該当する利便増進事業
一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更 （地域交通法第二条第十三項イ（１））	市コミュニティバスにおける水沢駅への乗り入れ
	水沢前沢線における商業施設等への延伸
	胆沢病院線（水岩線）におけるニュータウン及び商業施設への延伸

（2）上記事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業（地域交通法第二条第十三項ハ）

「県地域公共交通計画」及び「市地域公共交通計画」に示される次の施策を推進し、利用者の利便を増進するとともに、安全・安心な運送サービスの提供に努めます。

表　県地域公共交通計画に示される利便増進事業と併せて行う事業

岩手県地域公共交通計画
事業８：多様な主体・サービスと連携した地域公共交通の利用促進
・多様な主体・サービスと連携した利用促進 ・市町村による地域公共交通の利用促進の実施に対する支援 ・各利用促進協議会などによる鉄道の利用促進 ・バス路線活性化検討会の実施
事業９：日常利用の増加に向けた利用促進
・公共交通マップ、総合時刻表等の作成・配布 ・地域公共交通の乗り継ぎ環境の整備 ・市町村による公共交通マップの作成や乗り継ぎ環境整備等に対する支援 ・日常的な利用の促進に向けた取組の実施
事業１０：高齢者や障がい者に対応した利用促進
・高齢者や障がい者を対象とした利用促進施策の実施 ・市町村による地域公共交通の利用促進の実施に対する支援（再掲）

表　市地域公共交通計画に示される利便増進事業と併せて行う事業

奥州市地域公共交通計画
施策１１：公共交通に関する総合的な案内ツールの作成
・総合的な公共交通案内ツールの作成
施策１２：ＧＴＦＳデータの更新及び更なる利活用方策の検討
・ＧＴＦＳデータ※1の継続的な更新【バス予報の運用】
施策１３：主な接続拠点での案内・誘導の改善
・デジタルサイネージ※2による運行情報提供
施策１４：キャッシュレス決済システムの導入
・円滑な支払方法の導入【キャッシュレス決済の拡充】
施策１６：主要なバス停等での待合環境の改善
・バス路線沿線の施設等と連携した待合環境の改善
施策２５：公共交通に係る市民への定期的な広報活動
・広報・ホームページによる情報発信等の強化
施策２６：公共交通等に関するイベント等の開催
・公共交通イベントの開催【地域公共交通シンポジウムの開催】

※１　ＧＴＦＳデータ…世界標準の公共交通データフォーマット。データ作成・提供により、バス予報のほかNAVITIMEやGoogleマップ等経路検索サービス上への情報掲載が可能

※２　運行情報や時刻表、バスの位置情報などの情報を利用者に掲示するため、乗継拠点等に設置する電子掲示板

２－２　路線ごとの課題及び利便増進事業の実施内容

路線ごとの課題等を踏まえ、本計画で位置づける利便増進事業の内容を以下に記載します。

なお、以下に示す利便増進事業は、計画期間中において利用者の利便性向上を図りつつ、安定的かつ持続的に公共交通サービスを提供することを目的として実施します。

2-2-1 市コミュニティバスにおける水沢駅前への乗り入れ

(1)事業の概要

表　路線の課題・見直しの方向性等

項目	概要
現状・課題	・市コミュニティバス（Ｚバス）４系統については、水沢市街地の病院や公共施設等での乗降が多くあるなど、各地区から市街地への移動手段として利用されている。 ・一方、Ｚバスについては、水沢駅周辺を運行するものの、駅前のロータリーへ乗り入れておらず、鉄道への乗り継ぎに際しては 100～200m程度の徒歩移動が必要となるなど不便な状況にある。 ・Ｚバスの利用者に占める高齢者層の割合が高いことや、市内外への移動に鉄道を利用することも想定されるため、鉄道との乗り継ぎの利便性を高め、路線バス及び鉄道相互の利用促進を図ることが必要である。
見直しの方向性	①水沢駅へ乗り入れ ・主要駅である水沢駅へ乗り入れ、かつ鉄道との乗り継ぎ可能なダイヤを設定することにより、乗り継ぎ利用者の利便増進を図る。
実施による効果	・鉄道との接続性向上（高校生の通学時や市民等の日常生活での移動時、市外からの水沢中心部等への観光利用などにおける利便性向上）
実施時期	令和８年４月

表　見直し概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①佐倉河線 ②羽田線 ③見分森線 ④南方線	①佐倉河線 ②羽田線 ③見分森線 ④南方線
運営主体	①～④奥州市	①～④奥州市
運行事業者	①～④岩手県交通株式会社	①～④岩手県交通株式会社
事業の種類	①～④一般乗合旅客運送事業	①～④一般乗合旅客運送事業
運行形態	①～④定時定路線	①～④定時定路線
起点・終点	①水沢病院～水沢病院 ②水沢病院～鵜ノ木 ③水沢病院～見分森 ④水沢病院～生母	①水沢病院～水沢病院 ②水沢病院～鵜ノ木 ③水沢病院～見分森 ④水沢病院～生母
主たる経由地	①～④市役所前・水沢駅通り	①～④市役所前・水沢駅通り・水沢駅前
運行回数（平日）	①2.0 回/日 ②4.0 回/日 ③3.5 回/日 ④3.0 回/日	①1.5～2.0 回/日 ②3.0～4.0 回/日 ③2.5～3.5 回/日 ④2.0～3.0 回/日
運賃	200 円～400 円	200 円～400 円
備考	一部フリー乗降区間あり	一部フリー乗降区間あり

(2)運行概要図

事業実施前

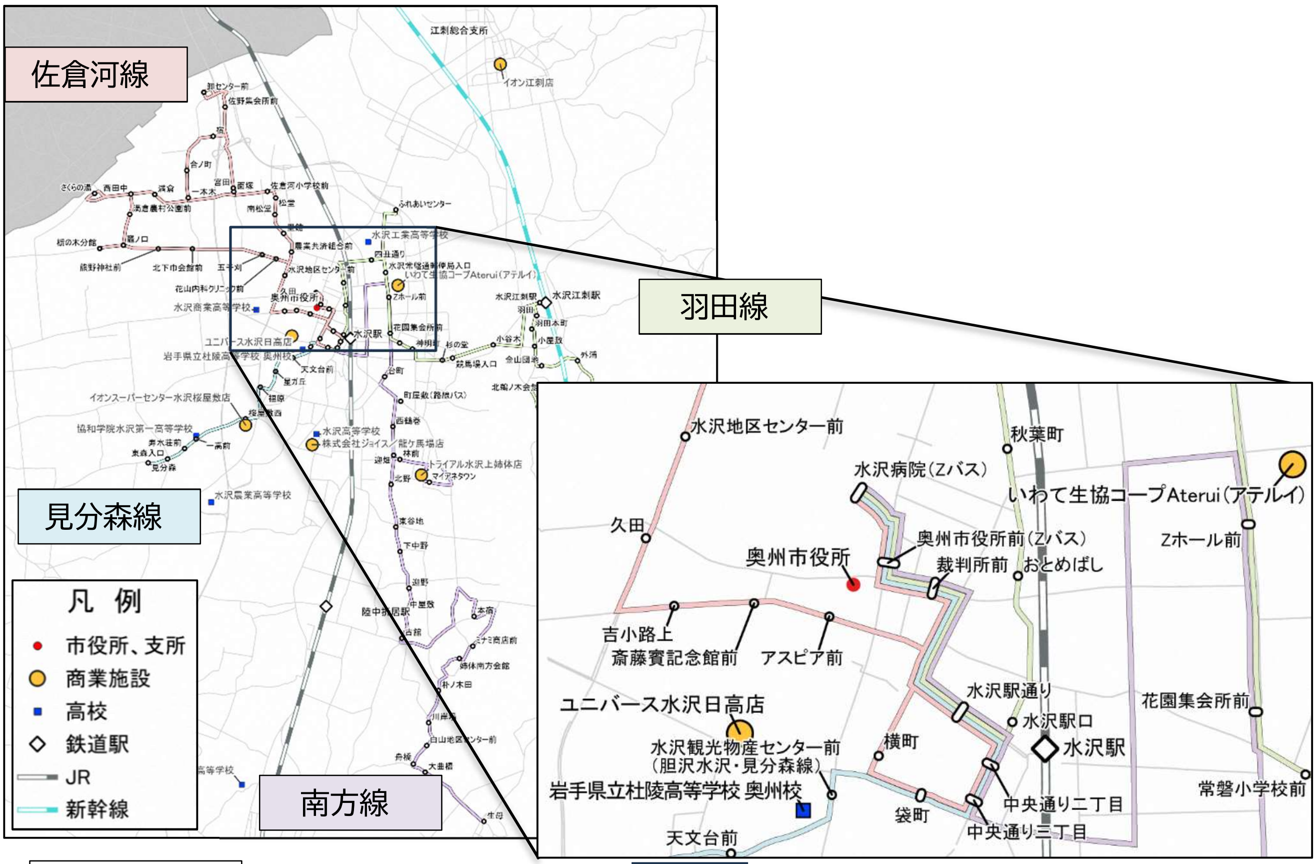

事業実施後

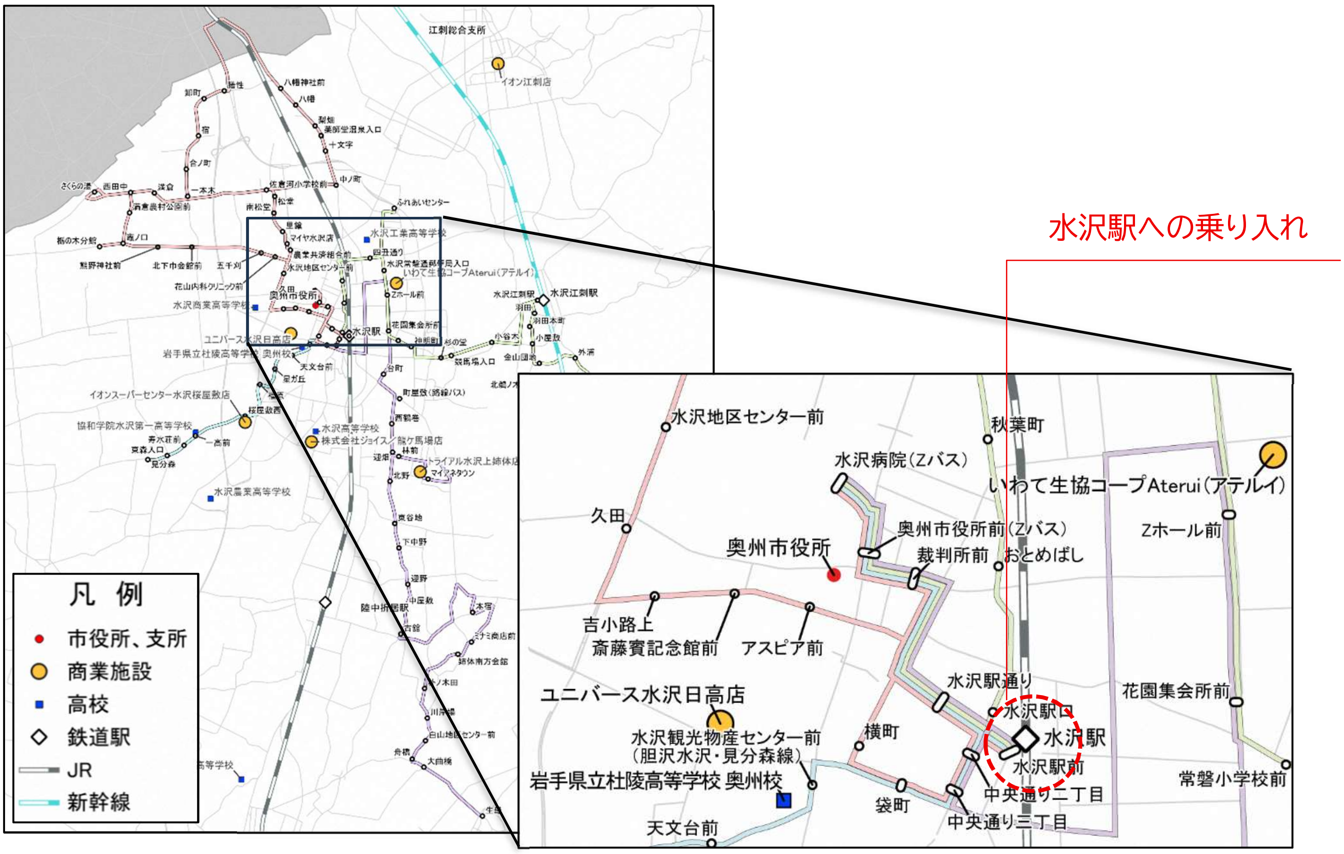

2-2-2 水沢前沢線における商業施設等への延伸

(1)事業の概要

表 路線の課題・見直しの方向性等

項目	概要
現状・課題	・当該路線は前沢地域と水沢地域の地域間を運行する唯一の路線バスであり、主に胆沢病院への通院や、イオン前沢店への買い物利用に利用されている。 ・ＪＲ東北本線と並走しているが、鉄道駅の間に点在する人口集積地の移動需要に対応し、鉄道との役割分担を図っている。 ・また、駅の東側に位置する公共施設（奥州市文化会館（Ｚホール）や市立水沢図書館）や商業施設に対しても、前沢地域からの移動需要があるものの、乗り継ぎが必要な状況にある。 ・このため、各施設への移動時の利便性向上を図るため、アクセス手段を確保することが必要である。
見直しの方向性	①奥州市文化会館（Ｚホール）や市立水沢図書館、商業施設への延伸 ・当該路線の起終点を水沢常盤郵便局入口へ変更することにより、沿線の公共施設及び商業施設へのアクセス性の向上を図る。
実施による効果	・公共施設及び商業施設へのアクセス性の向上（各イベント開催時の市民の利便性や、買い物時の市民の利便性向上）
実施時期	令和 8 年 4 月

表 見直し概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①水沢前沢線	①水沢前沢線
運営主体	①岩手県交通株式会社	①岩手県交通株式会社
運行事業者	①岩手県交通株式会社	①岩手県交通株式会社
事業の種類	①一般乗合旅客運送事業	①一般乗合旅客運送事業
運行形態	①定時定路線	①定時定路線
起点・終点	①水沢駅前～イオン前沢店	①水沢常盤通郵便局入口～イオン前沢店
主たる経由地	①市役所・胆沢病院・水沢駅前	①市役所・胆沢病院・水沢駅前・Ｚホール
運行回数（平日）	①6.0 回/日	①4.0～6.0 回/日
運賃	①190～470 円	①190～510 円
備考		

(2)運行概要図

事業実施前

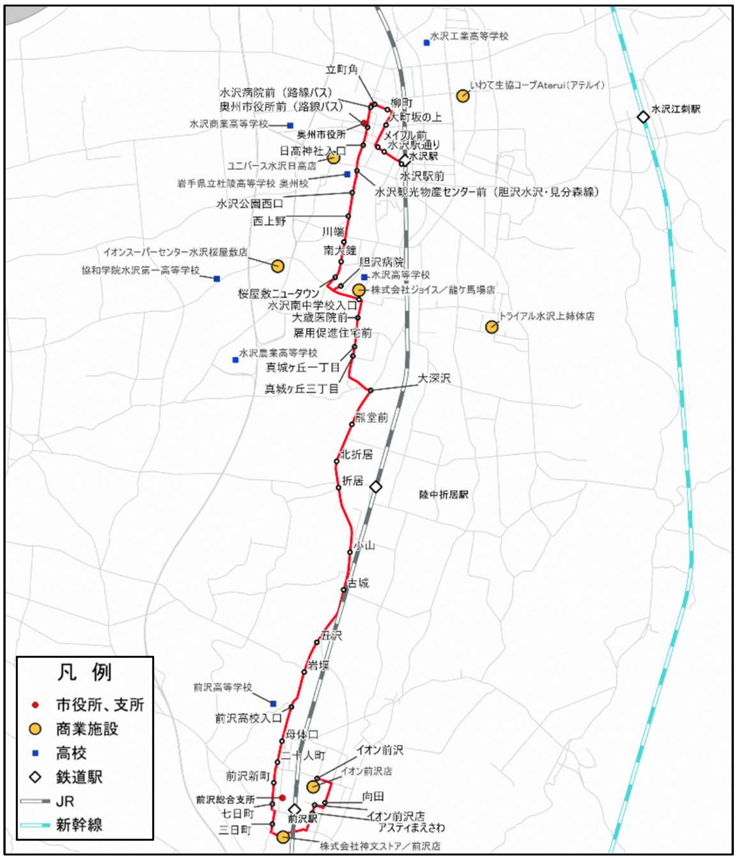

事業実施後

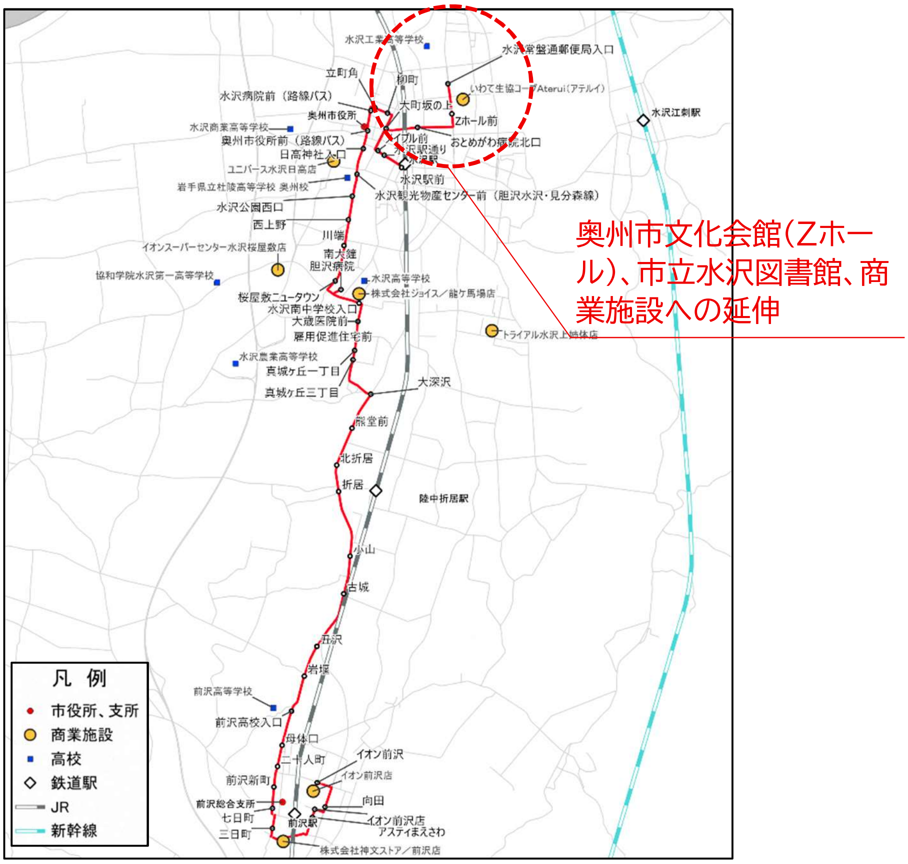

2-2-3 胆沢病院線(水岩線)におけるニュータウン及び商業施設への延伸

(1)事業の概要

表 路線の課題・見直しの方向性等

項目	概要
現状・課題	・当該路線は、沿線の高校３校（岩谷堂高校、水沢工業高校、水沢高校）への通学や、胆沢病院への通院、水沢駅への移動などに利用されており、市民の多様な目的に対応する重要な役割を担っている。 ・起終点となっている胆沢病院の東側には、一定程度の人口集積のある桜屋敷ニュータウンがあるほか、買い物の移動需要の高い商業施設（イオンスーパーセンター水沢桜屋敷店）が立地している。 ・桜屋敷ニュータウンについては、ニュータウンの東端を水沢前沢線が運行しているものの、運行頻度が高くなく、また、ニュータウンの西端から離れていることから、十分な利便性確保に繋がっていない。加えて、商業施設への移動需要もあることから、一体的に当該エリアの利便性向上を図ることが必要である。
見直しの方向性	①桜屋敷ニュータウン、商業施設（イオンスーパーセンター水沢桜屋敷店）への延伸 ・桜屋敷ニュータウンへ延伸することにより、当該地域における移動機会の向上による利便増進を図る。 ・また、商業施設へ延伸することにより、当該施設へのアクセス性の向上による利便増進を図る。
実施による効果	・人口が集積する桜屋敷ニュータウンの住民の市街地方面への移動機会の創出（日常生活での移動時の利便性向上） ・市街地から商業施設（イオンスーパーセンター水沢桜屋敷店）への移動機会の創出（買い物移動時の利便性向上）
実施時期	令和 8 年 4 月

表 見直し概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①胆沢病院線（水岩線）	①胆沢病院線（水岩線）
運営主体	①岩手県交通株式会社	①岩手県交通株式会社
運行事業者	①岩手県交通株式会社	①岩手県交通株式会社
事業の種類	①一般乗合旅客運送事業	①一般乗合旅客運送事業
運行形態	①定時定路線	①定時定路線
起点・終点	①江刺バスセンター～胆沢病院	①江刺バスセンター～（桜屋敷経由）～胆沢病院
主たる経由地	①水沢駅・水沢高校・水沢工業高校・岩谷堂高校	①水沢駅・水沢高校・水沢工業高校・岩谷堂高校・胆沢病院・桜屋敷・見分森入口
運行回数（平日）	①14.5 回/日	①12.0～14.5 回/日
運賃	①190～630 円	①190～630 円
備考		

（2）運行概要図

事業実施前

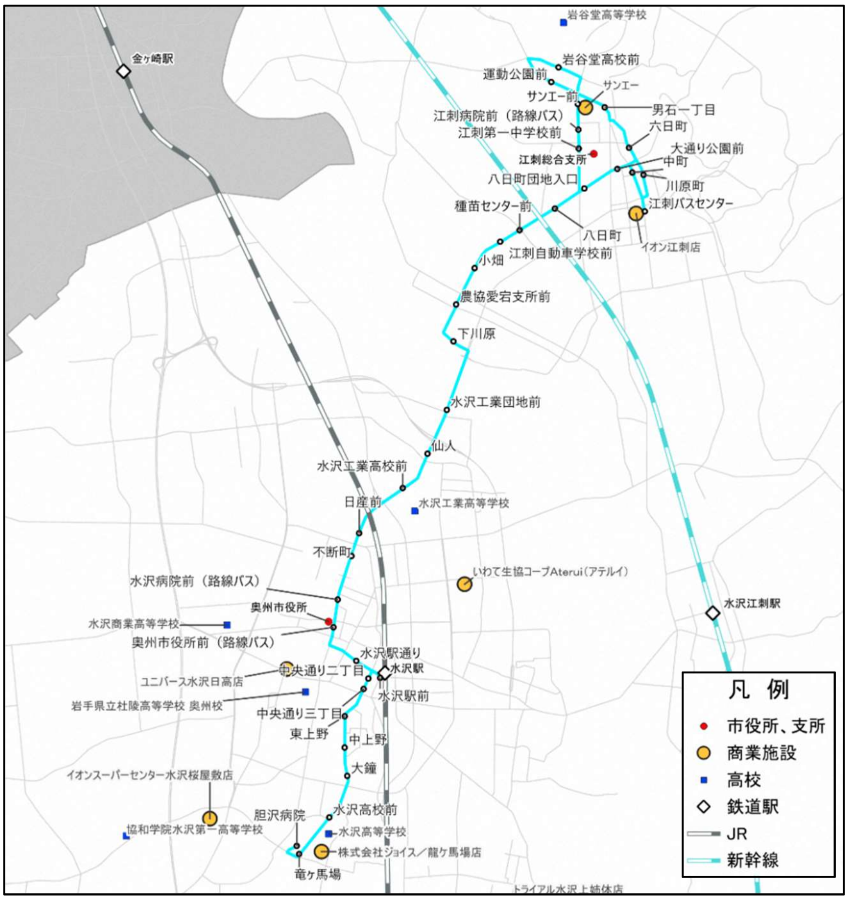

事業実施後

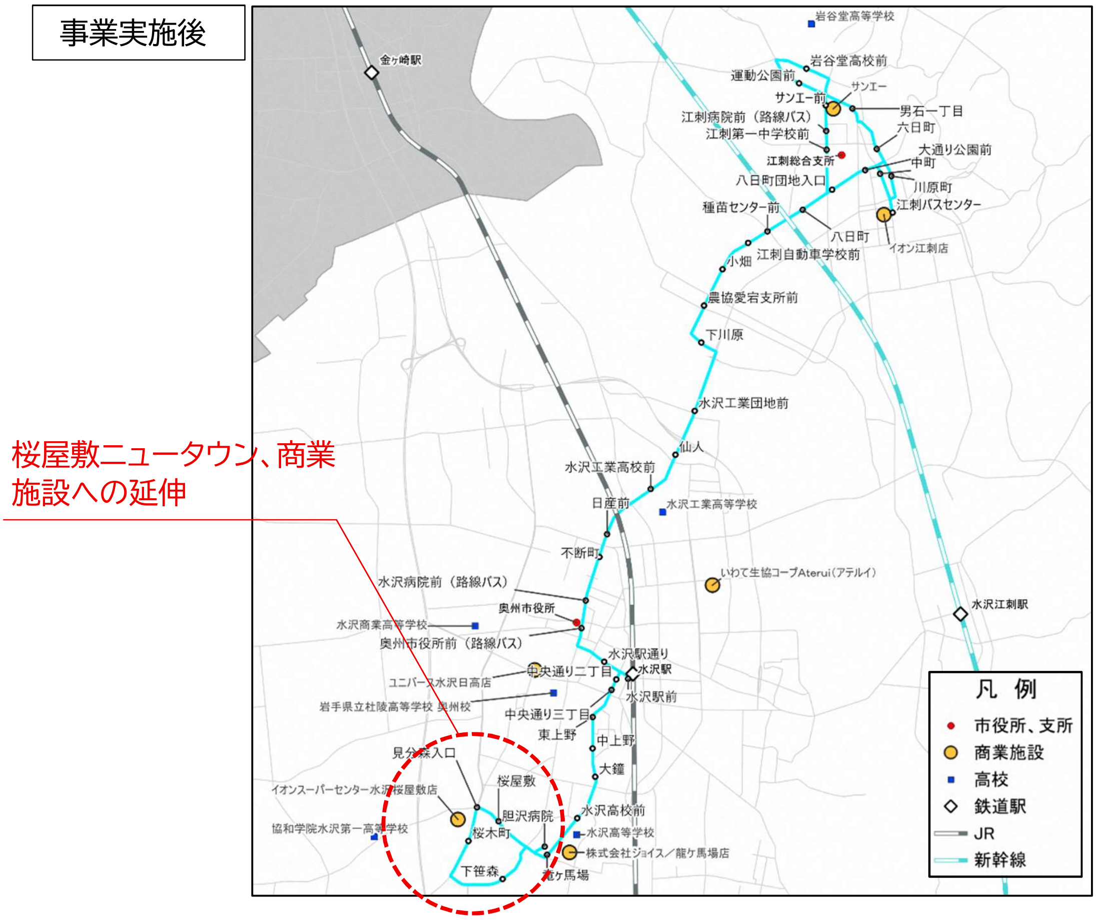

３　事業実施に必要な資金の額、調達方法及び支援の内容

事業実施に必要な資金の額については、次のとおりです。

本計画に基づき実施する利便増進事業のうち、水沢前沢線及び胆沢病院線（水岩線）の運行に必要な資金は、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）の活用を想定しています。その他路線の運行に必要な資金は、岩手県、奥州市及び運行事業者によって確保します。

さらに、利便増進事業に関連して実施する事業に必要な資金は、岩手県、奥州市及び運行事業者によって確保します。

事業内容	路線	総事業費（千円／年）	内訳（千円／年）	調達方法		実施年度
				調達主体	補助金等	
■市コミュニティバスにおける水沢駅前へ乗り入れ						
	佐倉河線	非公表情報 [redacted]				
	見分森線					
	羽田線					
	南方線					
■水沢前沢線における商業施設等への延伸						
	水沢前沢線	非公表情報 [redacted]				
■胆沢病院線（水岩線）における商業施設等への延伸						
	胆沢病院線（水岩線）	非公表情報 [redacted]				

※１　本表記載の補助金等の額については、令和８年２月時点の見込額であり、記載のとおり調達ができない場合もあり得る。

※２　市コミュニティバス佐倉河線、見分森線は令和８年度、その他の路線は令和７年10月～８年９月（バス会計年度）の金額を記載。

４　事業実施による効果

４−１　利便増進事業の実施により想定される効果

実施項目	事業実施の効果	地域公共交通計画 目標の位置づけ
市コミュニティバスにおける水沢駅への乗り入れ	・鉄道との接続性向上（高校生の通学時や、市民等の日常生活での移動時の利便性向上）	【市地域公共交通計画】 目標１−１：市域内・外における幹線・支線となる公共交通の維持・確保
水沢前沢線における商業施設等への延伸	・公共施設及び商業施設へのアクセス性の向上（各イベント開催時の市民の利便性や、買い物時の市民の利便性向上）	【県地域公共交通計画】 目標１：広域的な公共交通の適切な維持・確保
胆沢病院線（水岩線）におけるニュータウン及び商業施設への延伸	・人口が集積する桜屋敷ニュータウンの住民の市街地方面への移動機会の創出（日常生活での移動時の利便性向上） ・市街地から商業施設（イオンスーパーセンター）への移動機会の創出（買い物移動時の利便性向上）	【県地域公共交通計画】 目標１：広域的な公共交通の適切な維持・確保

４－２　地域公共交通計画の目標に対する利便増進事業の位置付け

本計画に示す利便増進事業については、基本計画である県地域公共交通計画及び市地域公共交通計画に基づいて位置付けるものであり、事業の実施により、両計画に位置付ける指標及び数値目標の達成にも寄与するものと考えます。

なお、利便増進事業の実施により、下表のうち、特に赤い網掛けをする指標の達成を目指します。

【表：岩手県地域公共交通計画の指標一覧】

	指標	現況値（令和４年度）	目標値（令和 10 年度）
目標１：広域的な公共交通の適切な維持・確保	三セク鉄道・バスの１人当たりの年間利用回数※1	11.0 回	16.5 回
	幹線路線に接続する広域バス路線割合	100%	100%
	広域的なバス路線１路線当たりの平均乗車密度※1	2.9 人	3.2 人
	広域的なバス路線の収支率	42.92%	48.92%
	広域的なバス路線への公的資金投入額	588,660 千円	563,475 千円
	県民意識調査における公共交通満足度	2.6 点/５点	2.9 点/５点
目標２：地域公共交通サービスを支える運営基盤の強化	バス運転士の新規確保人数	―※2	330 人（令和６年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）の累計）
目標３：シームレスで利便性の高い利用環境の構築	地域公共交通計画等策定市町村数※1	20 市町村	33 市町村（令和８年度（2026 年度））
	接続拠点における待合環境・乗り継ぎダイヤの改善件数	―※3	110 件（令和６年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）の累計）
目標４：地域公共交通に対する県民の意識醸成・関心の向上	モビリティマネジメント（公共交通スマートチャレンジ月間）への取組事業者数	129 事業者等	160 事業者等
目標５：多様な主体・サービスと連携した地域公共交通の利用促進と環境整備	公共交通利用促進実施事業者数	33 事業者	39 事業者
	多様な主体・サービスの連携による利用促進実施件数	43 件	49 件
	バス路線活性化検討会実施路線割合	100%	100%
	ノンステップバスの導入率※1	42.4%	49.0%

※１　いわて県民計画（2019～2028）第２期アクションプランに設定されている指標。
※２　前計画では、令和元年度（2019年度）から令和４年度（2022年度）までの４年間で累計173人
※３　前計画では、令和元年度（2019年度）から令和４年度（2022年度）までの４年間で累計90件

【表：奥州市地域公共交通計画の指標一覧】

	指標	現況値（令和４年度）	目標値（令和 10 年度）
基本方針１「有機的に連携し一体性が高く、利便性の高い公共交通ネットワークの形成」	指標 1-1：路線バスの収支率	39.6%	38.0%
	指標 1-2：市街地の主な接続拠点における１日あたりの乗車・降車の人数	79.5 人	127 人
	指標 1-3：主な接続拠点における乗継案内の整備数	―	5 施設
基本方針２「誰もが分かりやすく・利用しやすい公共交通の環境構築」	指標 2-1：主要な施設へのデジタルサイネージの設置数	―	5 施設
	指標 2-2：バリアフリー対応のバス車両導入率	65.7%	80.0%
基本方針３「安定的に公共交通サービスを提供するための運営基盤の構築」	指標 3-1：公共交通の運営・運行の維持に係る公的負担額	2.28 億円/年	2.28 億円/年
	指標 3-2：住民１人あたりの公共交通（路線バス・コミュニティバス・地区内交通）の年間利用回数	2.81 回/年	5.04 回/年

５　関係施策との連携に関する事項

５－１　奥州市立地適正化計画

奥州市では、令和６年３月に立地適正化計画を策定しており、居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定は、鉄道・路線バスの運行範囲等を踏まえたものとしています。

利便増進事業の実施にあたり、当該計画との連携・整合を図りながら進めるものとします。

表　計画の概要

項目	内容
計画期間	目標年次：令和 12 年
対象エリア	奥州市の都市計画区域
各区域の概要	居住誘導区域：設定あり 都市機能誘導区域：設定あり

まちづくりの方針

地域ごとに奥州の歴史・文化の魅力がある住み続けたくなるまちなかの創出

課題解決のための誘導方針

誘導方針１　**地域ごとの歴史・文化の蓄積を活かした魅力ある拠点づくり**

個性豊かな地域ごとの歴史・文化の蓄積を活かしながら、官民連携により賑わいのあるまちなかを再生することによって、都市機能を誘導し人の交流が生まれ、市民が誇りを持って住み続けたいと思える拠点づくりを進めます。

誘導方針２　**地域ならではの暮らしやすさが感じられる居住環境づくり**

公共施設や都市インフラなどのこれまでに整備されたストックを有効に活用するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービスの利便性を維持することによって、地域ならではの文化に包まれながら暮らしやすさを感じられる居住環境づくりを進めます。

誘導方針３　**まちなかと集落の暮らしを支える公共交通ネットワークの形成**

公共交通による拠点間の連携により都市機能の利便性の共有を進め、自動車に依存し過ぎない歩いて暮らせるまちなかの形成を図るとともに、それぞれの都市拠点と胆沢・衣川地域をつなぐことにより集落の暮らしを支える、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

図　まちづくりの方針･誘導方針

図　誘導区域図

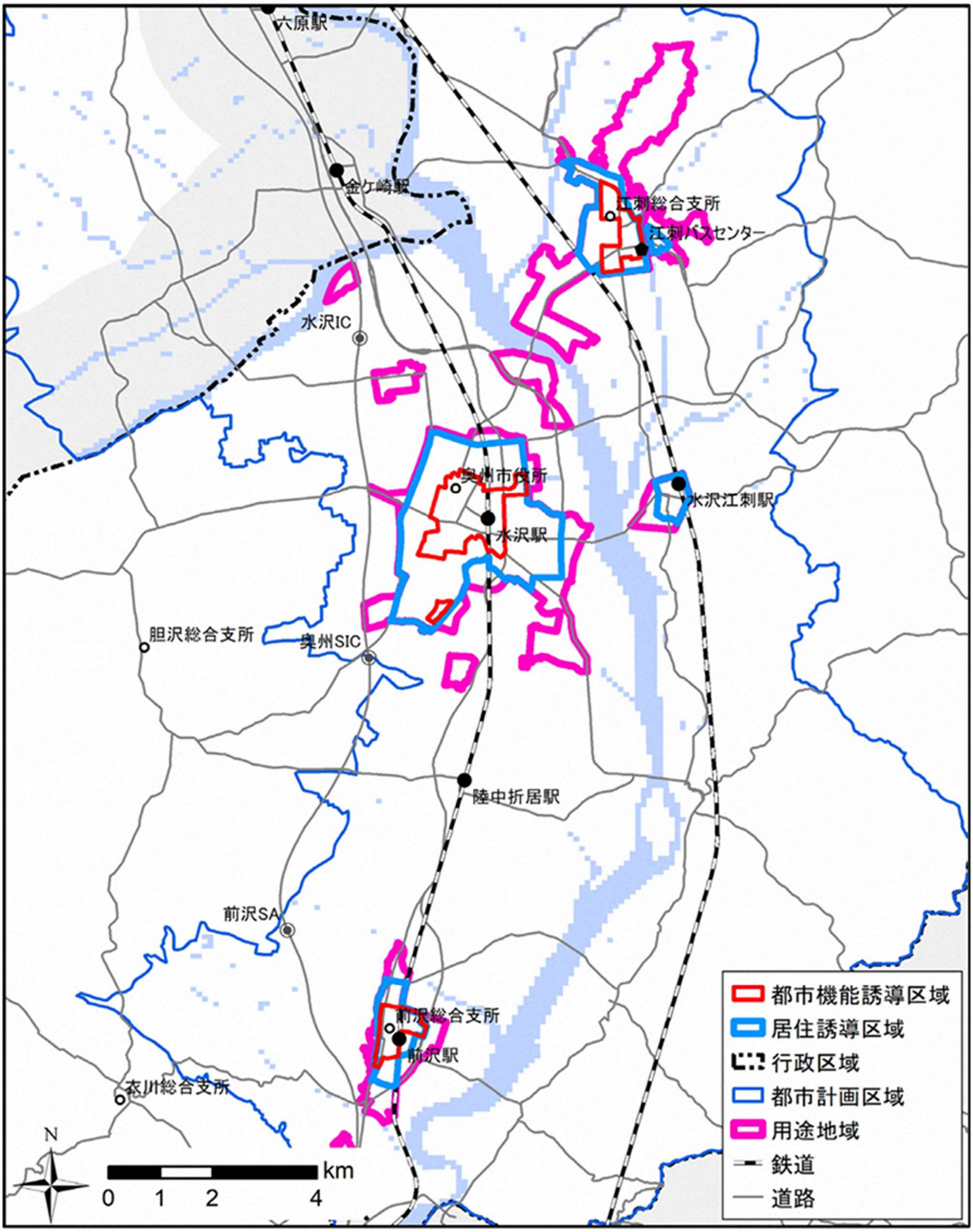

図　誘導区域図